

港区子どもための教育・保育給付の支給認定に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>港区子どもための教育・保育給付認定等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）<u>第二十条第一項及び第三十条の五第一項の規定により港区が行う子どもための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(教育・保育給付認定)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども</u>の区分に該当する旨の認定は、<u>小学校就学前子ども</u>の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すると認められるときに行うものとする。</p> <p>一～十 (略)</p>	<p>港区子どもための教育・保育給付の支給認定に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）<u>第二十条第一項の規定により港区が行う子どもための教育・保育給付の支給認定</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(支給認定)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども</u>の区分に該当する旨の認定は、<u>小学校就学前子ども</u>の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すると認められるときに行うものとする。</p> <p>一～十 (略)</p>

十一 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十二 （略）

（施設等利用給付認定）

第四条 区長は、法第三十条の四第一項各号に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（法第二十八条第一項第三号に係るものを除く。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下次項において同じ。）の区分に応じ、法第三十条の五第一項の規定による認定を行うものとする。

2 前項の場合において、法第三十条の四第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する旨の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが前条第二項各号のいずれかに該当すると認められるときに行うものとする。

（後略）

十一 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十二 （略）

（後略）

付 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。